

「手伝いほど怖いものはない」という自覚を持ちながら職員間の情報の共有を

施設で介護に当たった職員個人

が刑事事件として起訴されるとい
う異例ともいえる今回の裁判につ
いて、札幌市豊平区の社会福祉法
人彩世会 特別養護老人ホームコ
スモス苑（古山克之施設長、定員
60人、全室個室ユニット型）の中
田良子看護課長、新井元規主任生
活相談員に話を伺いました。

2003年10月に開設した同施
設には現在、看護職員4人、介護
職員32人が勤務しており、入居者
の平均年齢は86歳、平均介護度は
4.2です。

看取り介護も積極的に取り組ん
でおり、昨年度は6人を施設内で

看取っています。

今回の控訴審逆転無罪判決につ
いて、中田看護課長は、無罪と
なったことに安堵を示しながらも
「決して手放しでは喜べません」
と率直な感想を話します。

同施設においても、介護スタッ
フに欠員が出た場合は、別のフロ
アの介護福祉士、または介護福祉
士以外の介護職員あるいは看護助
手がヘルプに入ることは当然あるこ
とから「今回の事件は、いつ、どこ
の施設で発生してもおかしくないケ
ース」と中田看護課長は話します。

病院でも施設でも、その患者、
入居者の状態に応じた食事、間食
の提供を行います。そうした情
報が急ぎよ応援に入った職員にと
れくらい伝わっているかなど、施
設内における情報共有のあり方
は、いざ事故が発生した場合の一
つの大きなポイントとなります。

本事業の裁判でも記録に関する
介護職員と看護職員の情報連携の
在り方が問われましたが、この点

について中田看護課長は、「病院
とは違い、ここは介護施設、つま
り入居者さんの『生活の場』です
ので、生活の様子を記載する介護
記録は看護職員もチェックする必
要があると思います。手伝いで
入った際は特に慎重に行うべき
で、手伝いほど怖いものはないと
いう自覚が必要です」。

同施設では通常、介護記録を看
護職員も目を通すようになってお
り、介護記録の情報を看護職が記
すフローチャート方式の記録に落
とし込んで情報の共有をはかって
います。「個々の入居者に関し、
誰が見ても分かるような資料が整
えられていることが重要です」
（中田看護課長）。

記録の情報共有体制、 そして普段の教育の 重要性痛感

高裁判決では、あくまで刑事裁
判として個人の刑事責任までは認
められないと判断されましたが、
これが民事裁判であった場合は、
必然的に施設側の管理責任が問わ
れてくるケースでもあります。新
井元規主任生活相談員は、「記録
の情報共有体制、そして普段の職
員教育をどのように行っているか

はとても重要だと考えています。
今回も、過度な注意義務を職員に
強いるという観点とは別に、看
護職員の日常的な情報共有の仕
組みがあれば、判決に至る経緯は
違っていたかもしれないというこ
とに、留意する必要があると思
います」と話します。

一番の長野地裁で有罪判決が出
された当時、『危険だからおや
つは廃止しよう』とか、『訴えられ
るなら辞める』などという声が札
幌市内の施設でもありましたが、
こうした議論になること自体がお
かしいと強く感じました。もっと
考えるべきことがあるのではない
でしょうか」と中田看護課長は話
します。また、「そもそも、この
ケースがどうして刑事事件になっ
たのか分からない」と疑問も呈
し、新井主任生活相談員も同様の
見解を示します。

この事件は、看護職の中でもさ
まざまな議論を呼ぶと同時に、現
場に課題を提示しました。今回、
話を伺った両氏は、「無罪でよ
かっただけではなく、ここから何
を学んで活かしていくかが大事」
と話し、自施設の体制などを確認
し、個々の職員の意識を高めなが
ら「ケアの質の維持・向上に努め
ていきたい」と話しています。



左から新井主任生活相談員、
中田看護課長